

# 岩見沢市障がい福祉計画に関する答申書（案）

「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、関連する計画との調和を図りながら策定してきた「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」（平成27年度～平成32年度）は平成29年度をもって折り返し点を迎え、3年ごとに策定してきた「障がい福祉計画（第4期）」は平成29年度までの計画であり、新たに「障がい福祉計画（第5期）」策定の段階に至りました。また、「児童福祉法」の改正に伴い「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

その策定に当たり平成29年6月8日に策定委員に委嘱された私たち20人は、これまでに5回の委員会と「障がい福祉に関するアンケート調査」や「障がい福祉に関する意見を聞く会」を行い、慎重に協議を重ねてきました。その結果に基づき、以下の通り意見を付して答申します。

平成30年3月26日

岩見沢市長 松野 哲 様

岩見沢市障がい福祉計画策定委員会

委員長 堀 利 幸

副委員長 佐藤 恵 三

## 1 障がい福祉計画策定に当たって

本策定委員会では第4期計画の実績などを確認するとともに、障がいのある方やその家族、市民の方からの意向把握に努め、障がい福祉サービスのきめ細かな提供に関して積極的な発言が交わされました。

その成果を反映し、「岩見沢市障がい福祉計画（第5期）」及び「岩見沢市障がい児福祉計画（第1期）」を策定し、さらに児童福祉法の改正に伴う障がい児福祉施策の一層の充実を図るため、「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」における施策体系の一部見直しを行い、これからの障がい福祉施策の羅針盤となる三つの計画を取りまとめることができました。

- (1) 「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」と「岩見沢市障がい福祉計画（第4期）」の進捗状況、障がい福祉サービスごとの見込量と実績を確認しました。
- (2) 「障がい福祉に関するアンケート調査」の内容と方法を協議し、障がいのある方全員と市民の方にお願ひし回答を寄せていただきました。
- (3) 「障がい福祉に関する意見を聞く会」の開催方法を協議し、4回開催するとともに、都合がつく限り策定委員が出席して参加者の意見を聞きました。また、「障がい児福祉計画」に関連して特別支援教育推進委員会と意見交換を行いました。

## 2 計画の構成と主な内容

- (1) 岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）が後期を迎える当たり一部改正
  - ・ 岩見沢市障がい児福祉計画（第1期）策定に関連すること
- (2) 岩見沢市障がい福祉計画（第5期）の策定
  - ・ 平成30年度から平成32年度までの障がい福祉サービス等の見込量
- (3) 岩見沢市障がい児福祉計画（第1期）の策定
  - ・ 平成30年度から平成32年度までの障がい児通所支援等の見込量

### 3 答申に当たって

障がいのある方への支援は、障がいの種類や程度などによりきめ細かな対応が必要です。「障がい福祉計画（第5期）」では、障がいのある方一人ひとりが必要とする福祉サービスを適切に受けられるように見込量を設定しました。

しかし、中にはその内容が十分に理解できない方もいるので、実施の段階では個々の要求と福祉サービスが噛み合うように相談体制を充実するなどの取組みが必要と考えます。

また、「障がい児福祉計画（第1期）」を策定し、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援が受けられるように、支援体制の目標や通所支援の見込量を設定しました。発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもたちに向けた、初めての計画がより充実した展開になることを望みます。

計画策定に当たって「アンケート調査」や「意見を聞く会」において、障がいのある方やその家族、市民の方から多くの意見が寄せられました。中には「障がい福祉計画」に関わる福祉サービスの内容を超えて、幅広く障がい者福祉全般に及ぶ意見も寄せられました。

このことは、「障がい者福祉計画」の後期につながる意見でありますので、具体的な事業の実施段階で参考にしていただくことを望みます。